

準則型私的整理の実務上の留意点等 及び最新動向

弁護士
清水靖博 Yasuhiro Shimizu

弁護士
篠永 結 Yui Shinonaga

弁護士
竹本大志 Taishi Takemoto

I 中小企業版私的整理ガイドライン

1 はじめに

「中小企業の事業再生等に関する研究会」より、2022年3月に「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（以下「GL」という。）が公表され、同年4月に「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」Q&A（以下「QA」という。）も公表され、同年4月15日から運用が開始されている¹。GLの第三部では、中小企業の実態を踏まえた新たな準則型私的整理手続（中小企業版私的整理手続）として、再生型私的整理手続と廃業型私的整理手続の2つの手続を定めている。GLの運用開始から4年が経過しており、その間にGLの運用事例も積み上げられ、GL及びQAの改定もなされている。本稿では、再生型私的整理手続及び廃業型私的整理手続の概要を改めて概説し、GLの利用状況や最新の動向等について紹介することとした。

2 再生型私的整理手続の概要

再生型私的整理手続（GLⅢ4項）は、以下の流れに沿って進められる。

(1) 再生型私的整理の開始

中小企業者は、再生型の利用を検討するに当たっては、GLⅢ3項(1)①～③の適用対象要件に該当するかの確認を行うとともに、外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士等の専門家という。）と相談して手続の利用を検討し、原則として公表リストから第三者支援専門家（弁護士、公認会計士等の専門家であって、再生型および廃業型を遂行する適格性を有し、その適格認定を得たものをいう。）候補者を選定する（GLⅢ4項(1)①）。

第三者支援専門家の選任は主要債権者²全員の同意が必要となるので、主要債権者に対して手続利用の申出を行う。中小企業者から支援の申出を受けた第三者支援専門家は、利害関係を有しないことの確認書等を提出し、主要債権者の意向³も踏まえ、再生支援を行うことが不相当ではないと判断した場合に、中小企業者の資産負債及び損益の状況の調査検証や事業再生計画策定支援等を開始する（GLⅢ4項(1)③）。そ

¹ GLは法的拘束力はないものの、中小企業者、金融機関等およびその他の利害関係人によって自発的に尊重され、遵守されることが期待されている（GLⅢ2項(1)）。

² 主要債権者とは、対象債権者のうち、債権者に対する金融債権額のシェアが最上位の対象債権者から順番にシェアの合計額が50%以上に達するまでの単独または複数の対象債権者をいう（GLⅢ2項(5)）。

³ 主要債権者の意向の確認は、具体的な計画案への同意の可能性まで確認する必要はなく、手続を利用に対して否定的でないことが確認されれば足りる（QA44）。